

京都市交通局管理規程第12号

京都市交通局職員給与規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 葛西宗久

京都市交通局職員給与規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員給与規程の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「係長」を「課長」に改める。

第22条第3号中「助役運転士」を「准係員」に改める。

第23条第4項中「休日に通常の勤務に服した一般職員又は7時間45分以上超過勤務をした」を「休日又は勤務時間外に4時間以上勤務した」に改める。

第28条第1項中「給料月額 $\frac{100}{10}$ に相当する額」を「その者が属する職務の級に応じた別表第7に掲げる額」に改める。

別表第6の次に次の1表を加える。

別表第7（第28条関係）

属する職務の級	支給額
7級	45,400円
8級	50,000円
9級	55,200円

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の京都市交通局職員給与規程第28条の規定による管理職手当の支給額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

(1) 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで $\frac{100}{100}$

(2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで $\frac{100}{75}$

(3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで 100分の50

(4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで 100分の25

3 前項に規定する経過措置基準額とは、この規程の施行の日の前日に当該職員がこの規程による改正前の京都市交通局職員給与規程第28条の規定により受けていた管理職手当の支給額をいう。

(交通局企画総務部職員課)